

2017年5月1日

内閣総理大臣 安倍晋三様

組織犯罪処罰法改正法案の廃止を求める声明

わたしたちはキリスト教信仰に基づいて「テロ等組織的犯罪準備罪」の新設を内容とする組織犯罪処罰法改正法案（以下「共謀罪法案」という）の廃止を求めます。

わたしたち日本聖公会は、キリスト教の一教派であり英国国教会及び米国聖公会の宣教によって1859年より日本において伝道宣教してきました。先のアジア・太平洋戦争においては敵国の宗教と見なされ、治安維持法により弾圧され多くの信徒・教役者が苦しめられ出獄後間もなく逝去した教会指導者たちもありました。

治安維持法と軌を同じくする共謀罪法案の上程を撤回し、廃案とすべきです。政府は「国際組織犯罪防止条約」の批准のためには「テロ等組織的犯罪準備罪」が必要であると主張しますが、最初の共謀罪法案には「テロリズム集団その他の」は入っていませんでした。また、「国際組織犯罪防止条約」は、マフィアなどの国境を越える集団を取り締まるのが目的です。テロリズムを目的としていません。日本政府は、2000年「国際組織犯罪防止条約」採択時に「テロリズムについては本条約の対象とすべきでない」と主張しました。「テロ等組織的犯罪準備罪」と名称を変えたのは、2020年開催東京オリンピックを利用して共謀罪の成立を目論んでいるからです。尚且つ、共謀罪法案では「越境」という語を外して取り締まる国内の対象集団の枠を広げようとしています。共謀罪法案は過去三度、2003年、05年、09年にその問題性を指摘され廃案となりました。共謀罪法案の内容を変えることなくオリンピック開催を機に「テロ等組織的犯罪準備罪」と名称を変更したなら成立できるだろうとの企みは共謀罪法案の本質を隠すものです。

共謀罪法案は、現行刑法を根底から覆します。現行刑法では実際の犯罪行為が処罰されますが、共謀罪法案では「未遂」「計画」の段階で処罰しますから、捜査機関の恣意的な判断にゆだねられます。処罰の対象は「内面の自由意志」であってはなりません。「既に成された行為」であるべきです。政府を批判する集団は共謀罪によって処罰されるようになります。

共謀罪法案は、憲法19条「思想と良心の自由」、21条「集会・結社・表現の自由」、31条「適正手続きの保障」に明らかに違反しています。

共謀罪法案は、現代の新治安維持法です。政府は「一般人は対象にならない」と言いますが、「対象集団が連続的でなくても変容すれば取り締まりの対象になる」とも言っています。また、法務副大臣は「一般人も対象にならないとは言えない」とも答弁しています。つまり、逮捕された者が一般人の対象から外されるのです。人々から自由を奪う監視社会を招く暗黒の時代、戦争を推し進める社会になります。わたしたちは、イエス・キリストの正義と平和を願って、この共謀罪法案が撤回され、廃案となることを求めます。

日本聖公会東京教区事務所 〒105-0011 東京都港区芝公園3-6-18 印
日本聖公会東京教区「正義と平和協議会」 議長 井口 諭
日本聖公会東京教区「人権委員会」 委員長 佐々木國夫
日本聖公会東京教区「信仰と生活委員会」 委員長 下条裕章